スタート

軽度者の福祉用具貸与に係るフローチャート

• 適切なアセスメントを行なった結果、課題解決には福祉用具を必要とする状態像が見受けられる。

はい

・軽度者である。(要支援者・要介護1の者、ただし自動排泄 処理装置については要介護2、3の者も含む)



- ・必要な福祉用具について、直近の基本調査の結果が利用者等告示第31号のイに該当する。
- ※ 調査票の基本調査の結果を確認する。



- 医師による医学的所見に基づき再検討する。
- ・主治医意見書、診断書、ケアプランの医師の所見などから必要であると考えられる。
- ※ 『軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認申請書』の「該当する状態像」に具体的な状態像等を記入する。



・『軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認申請書』にケアプラン(第1~4表)、主治医意見書又は診断書を添えて、介護保険課へ提出してください。



・要介護2~5の認定を受けている人(自動排泄処理装置については、要介護4・5)は、必要性について検討し、ケアプランに位置づけ福祉用具貸与を行う。





• 福祉用具貸与費の算定可 (『確認申請書』提出は不要です。)

いいえ



• 介護保険を利用しての福祉用具貸与は、できません。 福祉用具貸与以外の課題の解決方法を検討してください。



- 介護保険課で確認が済みましたら、『軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認書』を送付いたします。
- 確認書にて、福祉用具貸与費の算定の可否を確認してください。